

目次

G-CV-3rd-★上告状	2
G-CV-3rd-★上告状訂正	7

上告理由書兼上告受理申立理由書 G

令和 3 年 11 月 22 日

最高裁判所 御中

上告人（控 訴 人）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被控訴人）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 古川 禎久

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 3 年(ホ)第 1318 号慰謝料請求控訴事件について、令和 3 年 11 月 17 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告の理由及び上告受理申立の理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第 4 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを理由がないとした点は虚偽である。 原判決こそ理由が無い。

一審に理由が無いことが控訴理由なのに、「理由は一審通り」では控訴の意味が無い。 狂気の倒錯
原判決の手続的無効性は、訴えの無視と不合理の両面から、誰にもあまりにも自明過ぎる。

この、一切を根拠無く認めない点こそ、無法社会の陰謀の証左である。

■ 一審二審とも実質的な司法拒絶である(つまり事実審が未済である)

以下のように、控訴状で訴えた当り前の蓋然性(予見可能性)を無視している。
合理的根拠の無い職権行使であり、このように犯罪(不法行為)を隠蔽する権限は誰にも無い。
露骨な隠蔽である。 少なくとも、原判決は、私の裁判ではない。

訴えた当り前の蓋然性(予見可能性)の要旨

私がみなかみ町に訴えた、ハンターグループによる無言の脅迫の蓋然性は、各現象とも極めて高い。
もとより、地元自治体には地域住民の安全確保の責任が有り、まして、みなかみ町の当事者性(同グループとの利害関係)は極めて高い筈なので、これらを無視したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、信義則違反であり、公序良俗違反であり、それらによる不法行為である。
それなのに、訴えた違法性もみなかみ町の当事者性も脱漏した欺瞞。
言い換えると、不法行為ではないとする根拠が無い。 同時に、官吏公吏の犯罪告発義務違反である。

●訴えの無視と不合理(原判決の不当性) (控訴状 1 頁)

被告の予見可能性が請求の原因の前提なのに、合理的根拠無く、その判定が無い。
つまりは判決の前提を欠いており、当り前に、経験則違反、訴訟ルール違反である。

当り前を無視することの反社会性 (控訴状 2 頁)

無法社会の陰謀である (控訴状 2 頁)

陰謀の総仕上げとして、最高裁による片手落ちの却下が初めから予定されている。

A 規定された上告理由に該当する

原判決の動機は、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの故意の非人扱いである。
纏めると、原審は控訴審なので、一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を、更に合理的根拠無く無視した点は、論理矛盾であり、理由不備 (民訴法 312 条 2 項六号)であり、裁判の目的を逸脱しており、程度問題として、不合理が甚だしく、不公正な判決であり、私への公然たる非人扱いなので、訴権(=自決権、憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反 (民訴法 312 条 1 項)と見做せるので、上告理由に当る。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法 2、民訴規則 53,79,80 条)違反や甚だしい信義則(民法第 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、前代未聞の極めて重大な訴訟ルール違反なので、総じて公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)なので、上告受理申立理由に当る。

以上の憲法違反や法令違反は、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であるから、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B 規定の上告理由に関らず、終審裁判所として無視できない司法拒絶である

三審制は保証されていないが、裁判を受ける権利は保証されている。 後者の侵害を訴えている。

★事実審の実質的未済を訴えている場合は、「事実審の問題に過ぎない」では意味が通らない。

最高裁には、終審裁判所(憲法 81 条)の使命とともに、1 裁判所としての事案説明責任が有る。

法律審という原則を口実に例外を看過し、後者の使命を放棄することは許されない。(白痴化)

そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、上告事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定が概ね適正に行われることが前提である。

然るに本件は、組織的な司法拒絶という、その前提の未充足を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、不法行為が隠蔽される。(100%の予見可能性)

★憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

最高裁の使命は規定された上告理由だけではない。

もしそうであるとすれば、組織的司法拒絶は摘発不可能となる。つまりは無法国家である。

つまるところ、規定の上告理由に当たると見做すか、使命の一環として取り上げるしか無い。

★隠蔽とはすべからく事実誤認である

慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題と言え、最も重大なのであるから、「事実誤認の主張に過ぎない」旨の表現には意味が無い。白痴化

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の補足

◆無視された蓋然性とは (控訴状 3 頁「第 4 原判決の瑕疵の摘示」)

●みなかみ町の予見可能性が無かった旨は無根である いずれも心証だけで理由無し

★1 みなかみ町の当事者性(利害関係性) 脱漏

みなかみ町と当該発砲グループは、以下の(1)の(3)のいずれかの、特別な利害関係に在った筈である。

(1) 加害(雇用)者責任 脱漏

みなかみ町の非常勤職員扱だった場合や、不法行為 3 (故意の加害)の場合

全国の実態として、猟友会員が、地元自治体の有害鳥獣捕獲駆除隊員であるケースが多い。

また、当該発砲現場は町内、かつ、グループリーダーの高橋和俊は、私の近隣の今井育男の親戚である。

(2) 加害(使用)者責任 脱漏

町からの駆除依頼により、町が何らかの報酬(出来高報酬を含む)を支給した場合

(3) 権限付与者責任 脱漏

脅迫行為を犯すような不適切な者に、濫用の口実(捕獲許可)を与えた、人選上の過失責任

●一連の脅迫行為は認められない旨は無根である

2 ◆20150111 発砲の異常性

★目の前に不覚の一般人が居たら、絶対にしない違法発砲である点を全機関とも無視

私の無意識下の、直線距離 31m の、対面、発砲は、無条件の違法発砲である。
言い換えると、銃刀法や狩猟法の立法趣旨を、もろに損ねている。都心での発砲と同質である。
以下の7つの各違法性は誰でも自明過ぎるが故に、そこを敢えて発砲した点は、当然に
「お前を撃つぞ」又は「お前を認めない」との無言の威力脅迫の意図の証左である。
また、同様事例の統計的希少性は、当り前に、この違法性が公知であることの証明である。
然るに警察の、「脅迫の告知が無かったから脅迫ではない」旨は、無言の脅迫を否定する
根拠には成り得ず、以下の7つの違法性を無視した理由が無い。

したがって、警察の法令(職責)違反であり、組織的隠蔽であることは、誰でも判る。

1★ 狩猟法違反、2★ 殺人未遂罪、3★★ 暴行罪、4★ 侮辱罪、5★★ 自律権
の侵害、6★★ 静穏権の侵害、7★★ 脅迫罪

●20150126 の通り道の血痕 脱漏

「本件発砲から2週間後に、本件発砲現場から200mの場所で、誰が(ハンターなら残渣放置と承知の上で)、何の為に、通り道まで20mも猪の死骸を持ち出して、解体したのか? また、なぜ間の20mには血痕が無いのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」
なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に、私しか通らない。

●20150126 の通り道の子猪の死骸2匹(甲3-1映像) 脱漏

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか2時間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、通り道まで20mも子猪の死骸を持ち出したのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」

●20150327 の通り道の大猪の毛皮(甲3-1、3-2映像) 脱漏

「本件発砲現場からわずか220mの場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで20mもわざわざ持ち出して、捌いたのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」
巨大な猪の死骸を丸3か月後に捌くのは無意味 → 脅迫としか説明が付かない

●20150221 の高橋和俊のつきまとい(甲2-1映像) 脱漏

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から、単独で現れ、ダムの400mも手前で車を停めて姿を見せたのか?」 → 「お前を射殺するぞ」

●威嚇発砲(甲20,21号証) 脱漏

20171022-1533(台風の大雨)★A、私の自宅付近で

20171114-1850(暗闇)★B、私の自宅付近で

20191229 -1330~1530★C、散歩中に約90分間に30発(うち8発録音)。多過ぎ。つきまとい。

3 ●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽ではなかった旨は無根である

既述の、当該発砲の当り前の違法性を無視したことは、当り前に、組織的隠蔽である。

警察が、犯罪の訴えを、合理的根拠無く、無視したので、当り前に、法令違(職責)反である。

4 ●包囲網の实在● 脱漏

恣意性一覧表の各事象と総合すれば、包囲網の实在は歴然である。 天文学的に超高度

●訴訟中の相手方だから答えない旨は町民への侮辱である 脱漏

発砲の特例許可権限の法的根拠を求めたのに毎回無視したことは、権限行使の影響を日常的に被っている町民に対する説明責任を放棄しており、また、そもそも訴訟とは別問題である。

第5 適用法令

本件の適用法令を列挙し、該当箇所の適示を省く。 態様として以下の違反である。

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」
- ・★★民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条○3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」
- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

第6 附属書類 副本7通

以上

訂正申立書

令和3年12月6日

最高裁判所 御中

上告人兼申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和36年3月9日生)

電話・FAX 0278-72-5353

既提出の上告理由書兼上告受理申立理由書 G につき、お手数ながら、下記の通り訂正願いたい。

被上告人兼相手方

住所(送達場所) 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

みなかみ町 同代表者 町長 鬼頭春二 電話 027-862-2111 FAX 027-862-2291

第2-1 上告申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第2-2 上告受理申立の趣旨

1. 上告申立を受理する。
2. 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

以上